

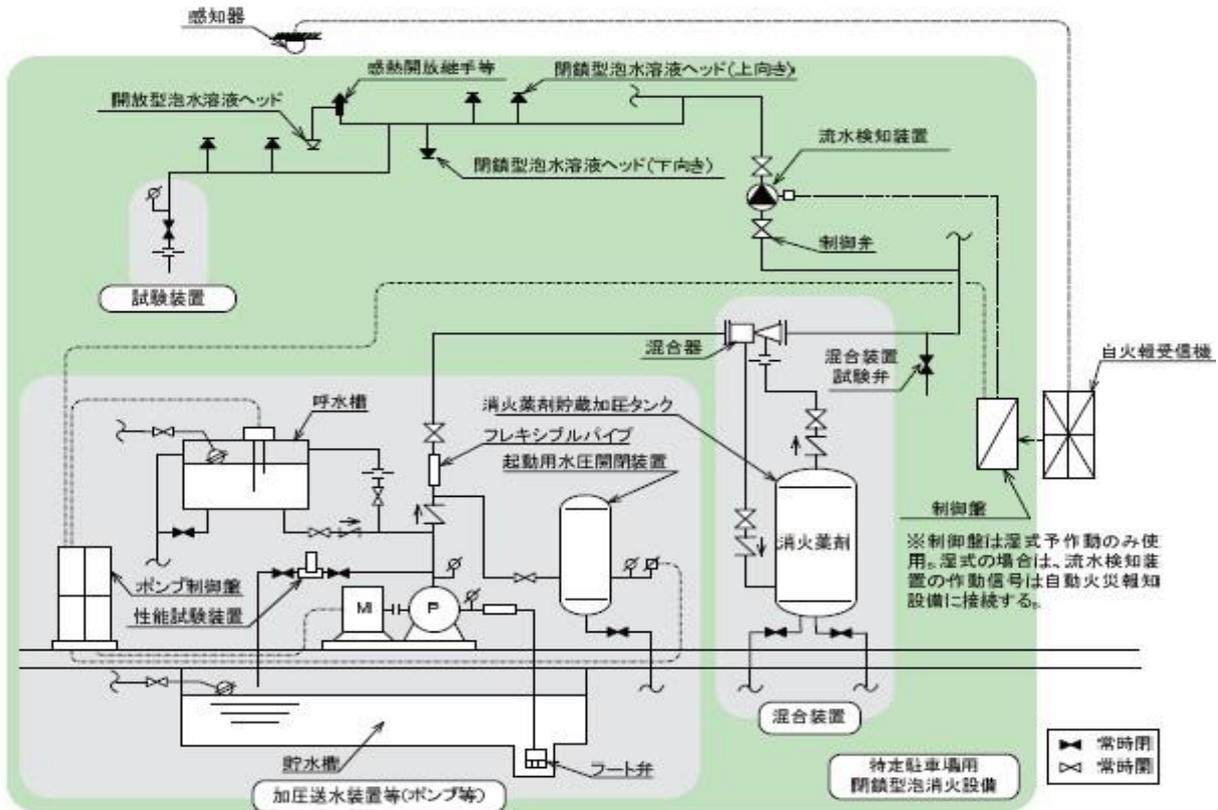
## 第4 特定駐車場用泡消火設備

### I 概要

#### 1 構成

特定駐車場用泡消火設備とは、泡消火設備の代替えとして設置することができる設備であり、特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水の混合液をいう。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するものである。

また、特定駐車場泡消火設備は水源、加圧送水装置、泡消火薬剤混合装置、流水検知装置（湿式予作動式流水検知装置）、閉鎖型泡水溶液ヘッド（開放型泡水溶液ヘッド）、感知継手（一斉開放弁）、配管及び非常電源等により構成されている。（第26-1図）配管内が常時泡水溶液で満たされたシステムであり、火災発生時はヘッド又は感知継手等が開放し、流水検知装置が作動し、当該ヘッドから消火薬剤が放射され火災を抑制し消火するものである。



第26-1図（構成例）

## 2 用語の意義

- (1) 特定駐車場省令とは、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成26年総務省令第23号)をいう。
- (2) 特定駐車場告示とは、「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成26年消防庁告示第5号)をいう。
- (3) 特定駐車場とは、政令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のために供される部分で次に掲げるものをいう。
  - ア 当該部分の存する階(屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。)における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分
  - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下のもの
- (4) 閉鎖型泡水溶液ヘッドとは、特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。
- (5) 開放型泡水溶液ヘッドとは、特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、感熱体を有しないものをいう。
- (6) 閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドとは、機械式特定駐車場に設ける閉鎖型泡水溶液ヘッドで、加圧された泡水溶液をヘッドの軸心を中心として矩形形状に均一に放射するヘッドをいう。
- (7) 感知継手とは、火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。
- (8) 有効感知範囲とは、消防庁長官が定める試験方法(以下「告示試験」という。)において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (9) 有効放射範囲とは、告示試験において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (10) 有効警戒範囲とは、有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

## II 細目

### 1 共通事項

#### (1) 機器

機器は、次のア及びイによること。

ア 特定駐車場用泡消火設備は、認定品（閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手に限る。）を含む当該設備を構成する機器等の組み合わせ等についての総合的な評価（特定機器評価（総合評価））を受けたものを設置すること。★

イ 閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手にあつては、次によること。

(ア) 認定品の性能等は、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、認定に係る付帯条件を満たしていない場合、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。◆①

(イ) 前(ア)による付帯条件については、次に留意すること。（第26-1表参照）

a 泡消火薬剤については、付帯条件と同一の泡消火薬剤とすること。

b 泡消火薬剤混合装置については、消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。なお、当該流量の範囲の下限値及び上限値の算出方法は次のとおりとする。

下限値（同時に放射するヘッドが最小（1個）の場合における流量）

$$Q'_{\min} = K\sqrt{10p}$$

$Q'_{\min}$  : 流量の下限値（単位  $\ell/\text{min}$ ）

$K$  : ヘッドの流量定数（以下同じ。）

$p$  : ヘッドの使用圧力範囲の下限値（単位  $\text{MPa}$  以下同じ。）

$$Q'_{\max} = K\sqrt{10p} \times N$$

$Q'_{\max}$  : 流量の上限値（単位  $\ell/\text{min}$ ） 上限値（同時に放射するヘッドが最大の場合における流量）

$N$  : 設置される特定駐車場用泡消火設備の方式に応じ、特定駐車場省令第4条第2号イ又は第5条第4号イ若しくは第7条第4号イにより決定されるヘッドの開放個数（単位 個）

- c 有効感知範囲については、発生した火災を有効に感知することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、その高さを付帯条件として当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。
- d 有効放射範囲については、使用する泡消火薬剤及びその希釈容量濃度、放射圧力により影響を受けるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置の組み合わせが適正である必要があること。また、発生した火災を有効に消火することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。
- e 最大開放個数は、発生した火災を有効に消火することができる最小の高さに閉鎖型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以上の範囲に設置する必要があること。

第 26-1 表

品目	付帯条件	主な関連事項	設置時における留意事項
閉鎖型 泡水溶液 ヘッド	使用圧力範囲	性能及び強度	ヘッドに作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。※1
	設置高さ範囲	放射性能及び 感知性能	付帯条件の設置高さ範囲内に設置されていること。
	泡消火薬剤、希釈容量濃 度、使用圧力範囲及び設置 高さ範囲	放射性能	付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。
			適切な泡消火薬剤混合装置であること。※2
	希釈容量濃度、使用圧力範 囲、流量定数及び開放個数	水源の水量	水源水量 $\geq$ (①+②) の泡水溶液を作るに必要な量 ※3 ※4
①開放個数 すべての放射に必要な流量 で 10 分間の放射に必要な量 ②配管を満たすに要する量			
	泡消火薬剤 貯蔵量	特定駐車場省令第 4 条第 5 号の規定によること。	

開放型 泡水溶液 ヘッド	使用圧力範囲	性能及び強度	ヘッドに作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。※1
	泡消火薬剤、希釈容量濃度、使用圧力範囲及び設置高さ範囲	放射性能	付帯条件の設置高さ範囲内に設置されていること。
			付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。
			適切な泡消火薬剤混合装置であること。※2
感知継手	使用圧力範囲	性能及び強度	感知継手に作用する圧力が付帯条件の使用圧力範囲内に担保されていること。※1
	最大設置高さ	感知性能	付帯条件の最大設置高さ以下に設置されていること。
	最大流量	接続可能なヘッドの数	付帯条件の最大流量 $\geq$ ① $\times$ ② ①接続するヘッドの数（最大2個） ②ヘッド1個の放射に必要な流量

※1 加圧送水装置の性能、減圧・調圧の措置等のことをいう

※2 ヘッドの付帯条件と同一の希釈容量濃度の泡水溶液となるように、ヘッド1個から付帯条件に示される開放個数までの放射に必要な流量の範囲内において適正に混合できるもの

※3 開放個数とは、特定駐車場省令第4条第2号イ、第5条第4号イ又は第7条第4号イの規定により決定される個数をいう

※4 開放個数すべての放射に必要な流量 (ℓ/min) = ヘッド1個の放射に必要な流量 $\times$ 開放個数

## (2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第4条第9号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所は、第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 1. (1). ア、(2). ア及び(3). アを準用すること。

イ 機器は、第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 1. (1). イ、(2). イ及び(3). イを準用すること。

ウ 設置方法は、次によること。

(ア) 第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 1. (1). ウ((イ). bを除く。)、(2). ウ及び(3). ウを準用すること。

(イ) 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）とポンプを共用する場合の吐出量は、政令第32条の規定を適用し、共用する防火対象物のうち、最大となるものの数値とすることができる。★

エ 泡放出口の放出圧力又はノズルの放射圧力が性能範囲の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令第4条第9号の規定により準用する省令第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力又はノズルの先端の放射圧力が当該泡放出口又はノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置」は、第5 水噴霧消火設備Ⅱ. 1. (1). エを準用すること。

(3) 水源

水源は、特定駐車場省令第4条第2号の規定によるほか、次によること。

ア 第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 2 ((2). イを除く。)を準用すること。

イ 棟が異なる防火対象物(同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。)において、水源を共用する場合は、政令第32条の規定を適用し、共用する防火対象物のうち、最大となるものの数値とすることができる。★

(4) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第4条第8号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 3. (1)を準用すること。

イ 設置方法等

(ア) 配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法又は第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 3. (2). ア. (イ)の例による方法等で、常時充水しておくこと。なお、次のaからeの配管内の部分にあつてはこの限りでない。★

a 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備にあつては、感知継手から開放型泡水溶液ヘッドまでの部分

b 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備にあつては、感知継手から泡ヘッドまでの部分

c 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備にあつては、一斉開放弁から開放型泡水溶液ヘッドまでの部分

d 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備にあつては、一斉開放弁から泡ヘッドまでの部分

e 機械式泡消火設備にあつては、上記aからdに係る部分

(イ) 埋設配管及びポンプの吸水管にあつては、第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 3. (2)ウ及びエを準用すること。

a 配管径

配管径にあつては、第5 水噴霧消火設備等Ⅱ. 1. (4). ウを準用すること。

b 摩擦損失計算等

摩擦損失計算等にあつては、第6 泡消火設備Ⅱ. 2. (13)を準用すること。

(5) 呼水槽、非常電源及び配線等

呼水槽、非常電源及び配線等は、省令第12条第1項第3号の2、第4号及び第5号の規定の例によるほか、第2 屋内消火栓設備Ⅱ. 5を準用すること。

(6) 自動警報装置等

自動警報装置等は、省令第18条第4項第12号の規定によるほか、第5 水噴霧消火設備Ⅱ. 1. (5) を準用すること。

(7) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第4条第10号の規定によるほか、次によること。

- ア 自動火災報知設備の感知器を用いる場合は、第5 水噴霧消火設備Ⅱ. 1. (7). ア. (イ) を準用すること。
- イ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第4 スプリンクラー設備Ⅱ. 1. (8). ア. (ア) の例によること。

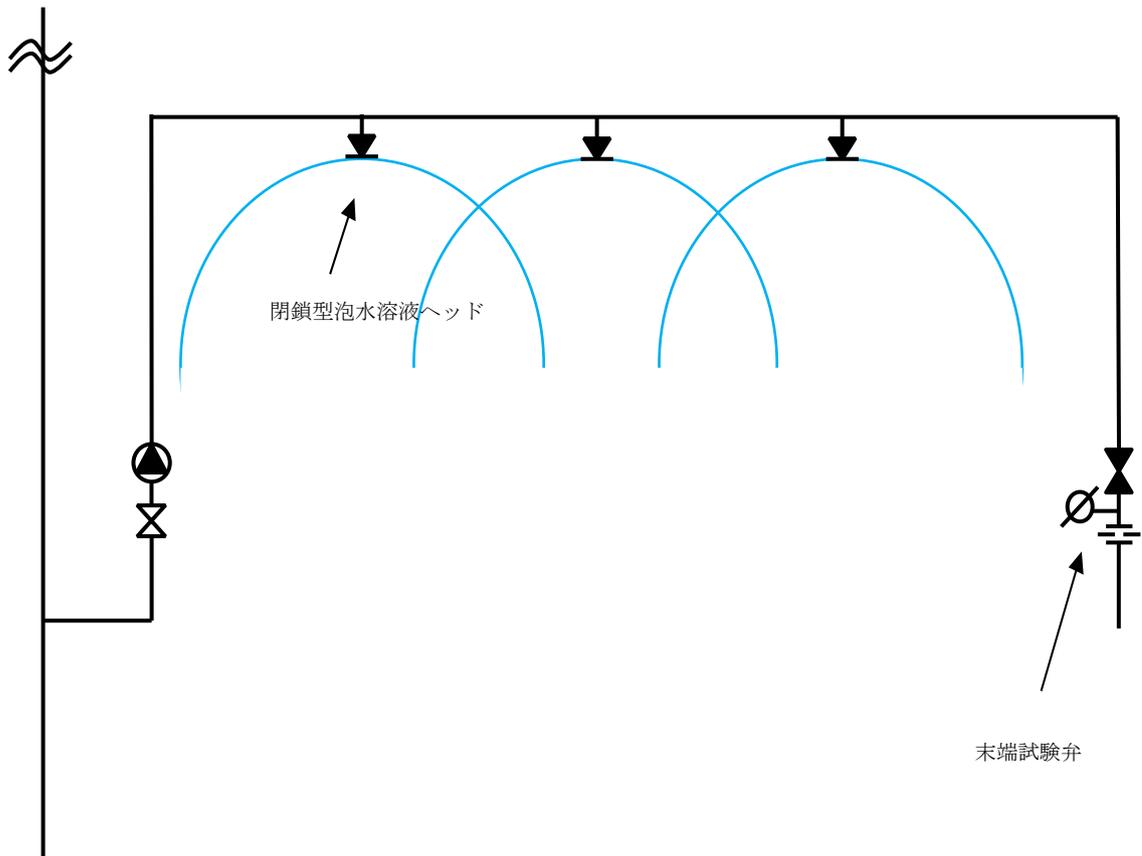
(8) 泡消火薬剤混合装置等

- ア 泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、ポンプ・プロポーショナー方式又はプレッシャー・サイド・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。
- イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、1分以内であること。

(9) 特定駐車場省令第2条第1号に規定する「床面から天井までの高さが10m以下の部分」とは、平均の高さではなく、全ての地点における最高の高さであること。

## 2 単純型平面式泡消火設備

単純型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備（第 26-2 図）をいうものであり、特定駐車場省令第 4 条の規定によるほか、次によること。



第 26-2 図（構成例）

### (1) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドの設置等については、次によること。

#### ア 機器

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、認定品を使用すること。

#### イ 設置方法

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、次の（ア）から（ウ）により設置すること。

（ア） 閉鎖型泡水溶液ヘッドの設置については、第 4 スプリンクラー設備Ⅱ. 2.

（4）. イを準用すること。

（イ） 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温

度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設置すること。  
(第 26-2 表参照。)

第 26-2 表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

(ウ) 防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下同じ。）

の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設置すること。

(2) 水源

水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

ア 消防庁長官が定める試験方法において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下「最大開放個数」という。）又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が 8 以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を 10 分間放射することができる量

$$N = 10 \times (2.3)^2 \div r^2$$

r は、閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の半径（2 以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる場合にあっては最小の半径に限る。）（単位 m）

N は、閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位 個）

イ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

特定駐車場省令第 4 条第 2 号ロに規定する泡水溶液として、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たす量を作るのに必要な水量とすること。

なお、配管内を満たすに要する泡水溶液の量は、第 26-3 表によること。

第 26-3 表 泡水溶液配管中の泡水溶液量 (JIS G 3452 の場合)

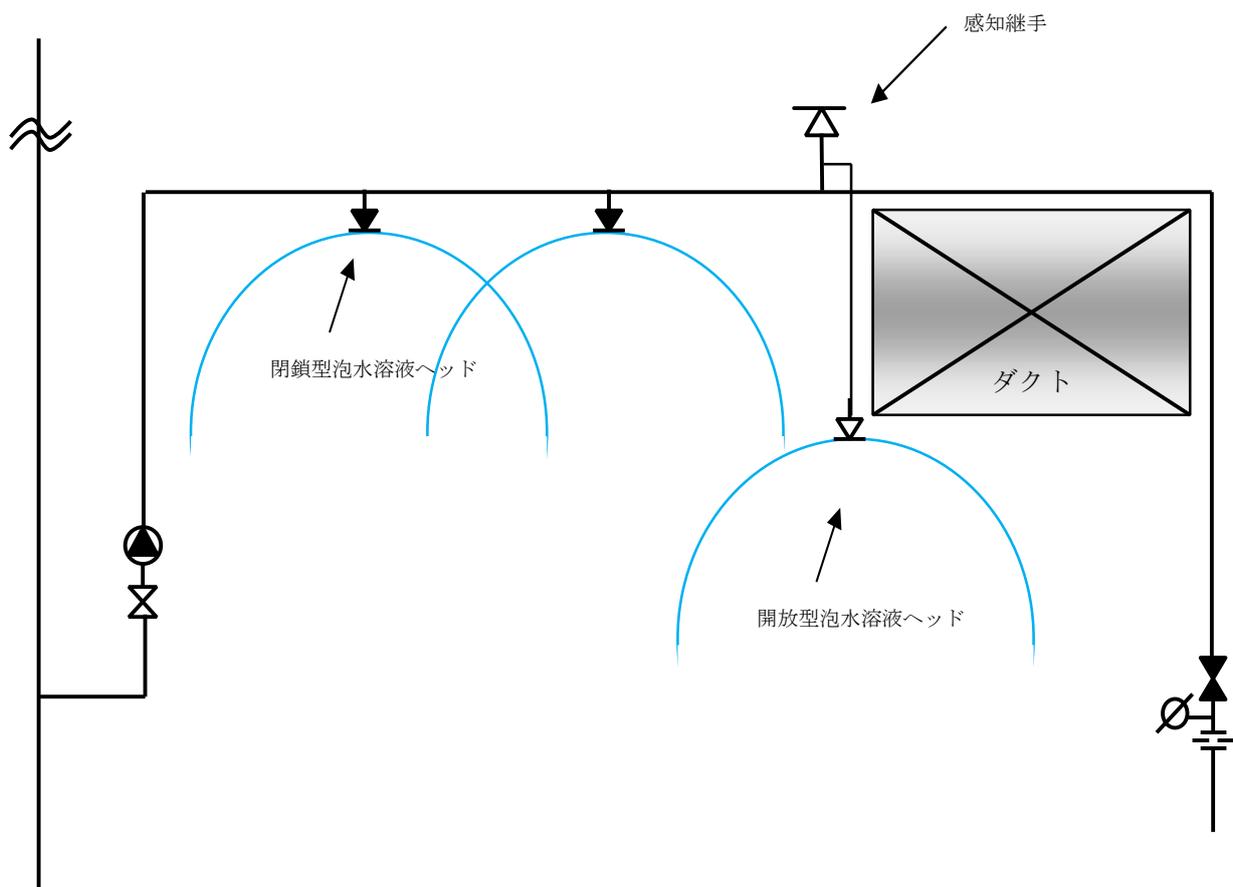
管径 (A)	15	20	25	32	40	50	65
泡水溶液量 (L/m)	0.204	0.367	0.599	1.001	1.360	2.198	3.621
管径 (A)	80	100	125	150	200	250	300
泡水溶液量 (L/m)	5.115	8.709	13.437	18.918	32.910	50.751	72.918

(3) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(2)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

3 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備(第 26-3 図)をいうものであり、特定駐車場省令 5 条の規定によるほか、次によること。



第 26-3 図 (構成例)

(1) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドの設置等については、前 2. (1) を準用すること。

(2) 感知継手

感知継手の設置等については、次によること。

ア 機器

感知継手は、認定品を使用すること。

イ 設置方法

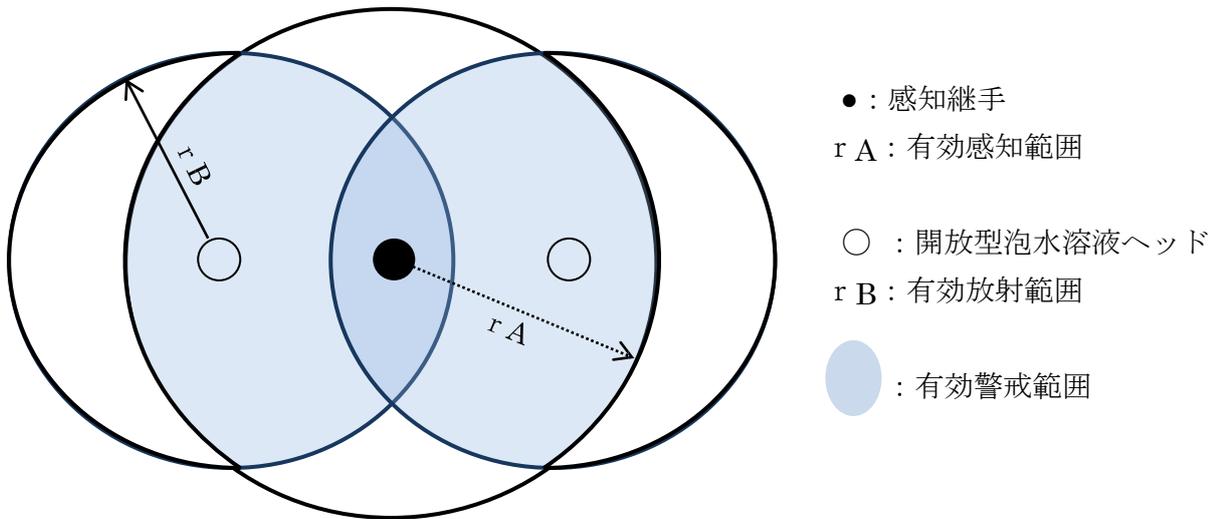
感知継手は、次の (ア) 及び (イ) により設置すること。

- (ア) 感知継手は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設置すること。(第 26-4 表参照。)

第 26-4 表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満

(イ) 感知継手及び開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物のすべての表面（閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲を除く。）が感知継手及び開放型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること。（第 26-4 図参照。）



第 26-4 図（平面図）

（一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が 2 の場合）

(3) 開放型泡水溶液ヘッド

感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備に用いる開放型泡水溶液ヘッドの設置等については、次によること。

ア 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、認定品を使用すること。

イ 開放型泡水溶液ヘッドは、次の（ア）から（ウ）により設置すること。

（ア） 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

（イ） 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は 2 以下とすること。

（ウ） 開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設置すること。

(4) 水源

水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

ア 前2.(2). アに定める量又は次の(ア)若しくは(イ)に定める個数のいずれか大きい個数(当該個数が8以下の場合にあつては、8)の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

(ア) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

(イ) 前2.(2). アに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

イ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

特定駐車場省令第4条第2号ロに規定する泡水溶液として、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッド又は感知継手までの配管を満たす量を作るのに必要な水量とすること。なお、配管内を満たすに要する泡水溶液の量は、第26-3表によること。

(5) 配管

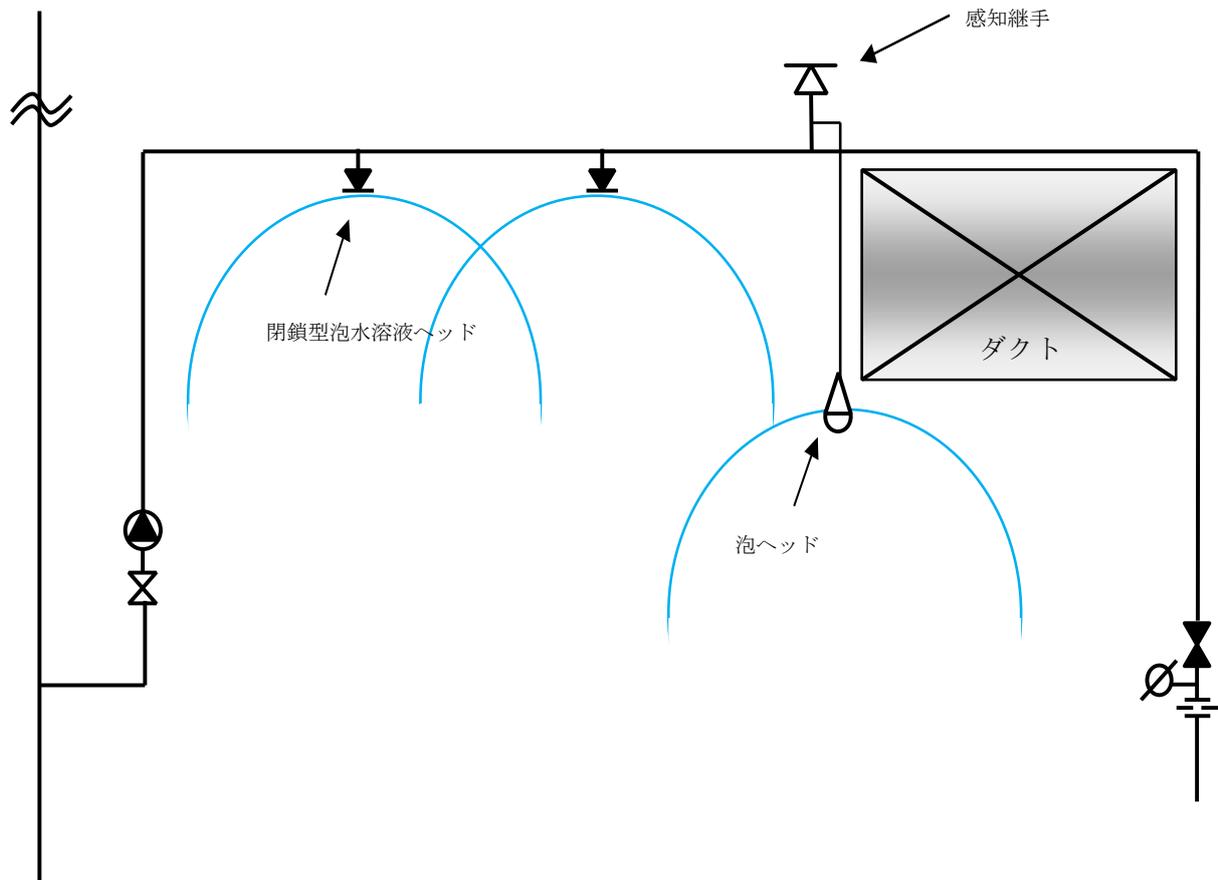
配管は、感知継手の2次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処置を施すこと。

(6) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(4)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

#### 4 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備（第 26-5 図）をいうものであり、特定駐車場省令第 6 条の規定によるほか、次によること。



第 26-5 図（構成例）

- (1) 閉鎖型泡水溶液ヘッドについては、前 2. (1) によること。
- (2) 感知継手については、前 3. (2) によること。
- (3) 泡ヘッド（フォームヘッド）

感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備に用いる泡ヘッドの設置等については次によること。

##### ア 機器

泡ヘッドの機器については、第 6 泡消火設備Ⅱ. 2. (5) によること。

イ 泡ヘッドについては、次の（ア）から（エ）により設置すること。

（ア） 泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること。

（イ） 一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は2以下であること。

（ウ） 標準放射量については、第6 泡消火設備Ⅱ. 2.（6）によること。

（エ） 泡ヘッド及び感知継手は、防護対象物の全ての表面が泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設置すること。

（4） 水源の水量は、前3.（4）を準用すること。

（5） 配管

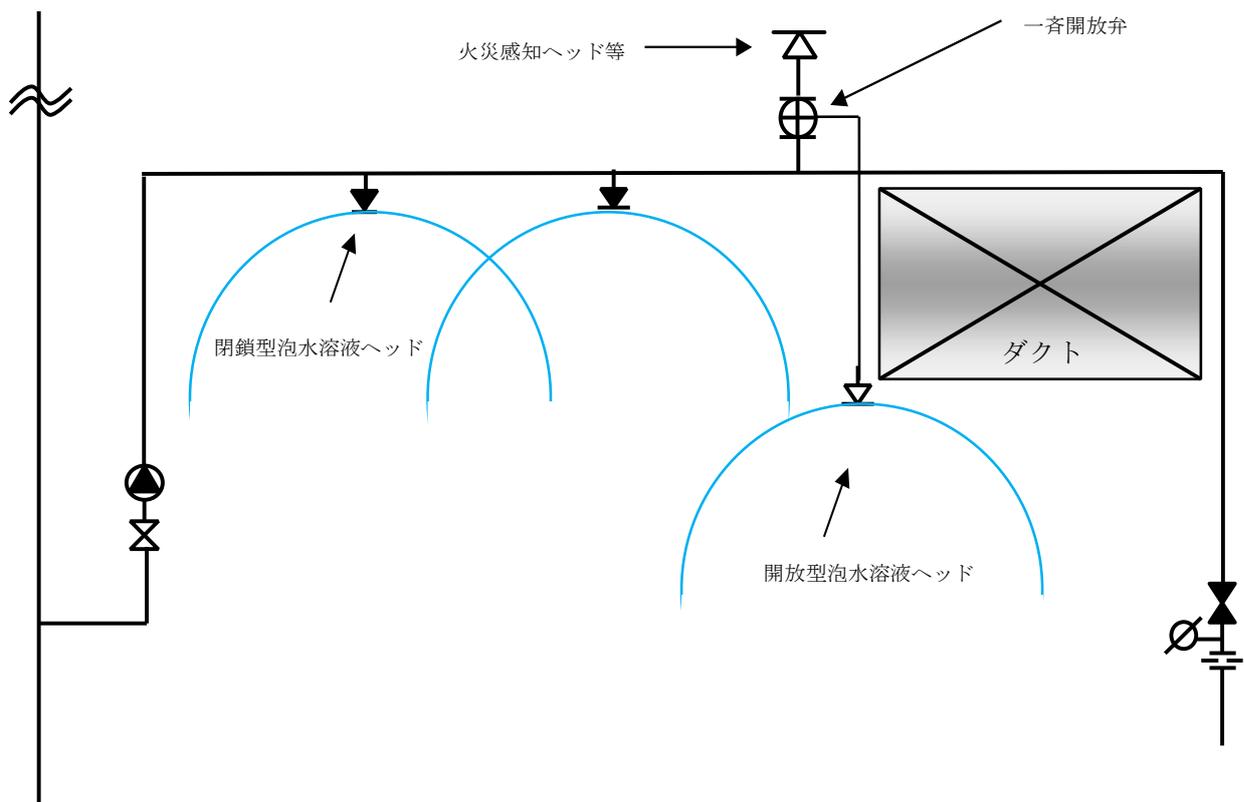
配管は、感知継手の2次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処置を施すこと。

（6） 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前3.（4）に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

## 5 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備（第26-6図）をいうものであり、特定駐車場省令第7条の規定によるほか、次によること。



第 26-6 図 (構成例)

- (1) 閉鎖型泡水溶液ヘッドについては、前 2. (1) によること。
- (2) 火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド (以下、「火災感知ヘッド等」という。) は、次によること。
  - ア 火災感知ヘッド等は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設置すること。(第 26-5 表参照。)

第 26-5 表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39°C未満	79°C未満
39°C以上 64°C未満	79°C以上 121°C未満

- イ 火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設置すること。

ウ 火災感知ヘッド等の設置方法は、当該機器の仕様書によるほか、第 26—6 表によること。

第 26—6 表

感度種別	警戒面積	取付け高さ	感度種別	警戒面積	取付け高さ
1 種	20 m <sup>2</sup> 以下	7m以下	2 種	20 m <sup>2</sup> 以下	5m以下
	13 m <sup>2</sup> 以下	10m以下		11 m <sup>2</sup> 以下	10m以下

(3) 開放型泡水溶液ヘッド

一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備に用いる開放型泡水溶液ヘッドの設置等については、次によること。

ア 機器

前 3. (3). アによること。

イ 開放型泡水溶液ヘッドは、次の (ア) から (ウ) により設置すること。

- (ア) 開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。
- (イ) 一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は、4 以下とすること
- (ウ) 開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が開放型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設置すること。

(4) 一斉開放弁

一斉開放弁については、第 6 泡消火設備 II. 2. (11) によること。

(5) 水源

水源の水量は、次のア及びイに定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること。

ア 前 2. (2). アに定める量又は次の (ア) 若しくは (イ) に定める個数のいずれか大きい個数 (当該個数が 8 以下の場合にあっては、8) の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に泡水溶液を 10 分間放射することができる量

- (ア) 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた開放型泡水溶液ヘッドが接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

(イ) 前2.(2).アに定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた2以上の開放型泡水溶液ヘッド等が接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

イ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

特定駐車場省令第4条第2号ロに規定する泡水溶液として、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッド又は一斉開放弁までの配管を満たす量を作るのに必要な水量とすること。なお、配管内を満たすに要する泡水溶液の量は、第26-1表によること。

(6) 配管

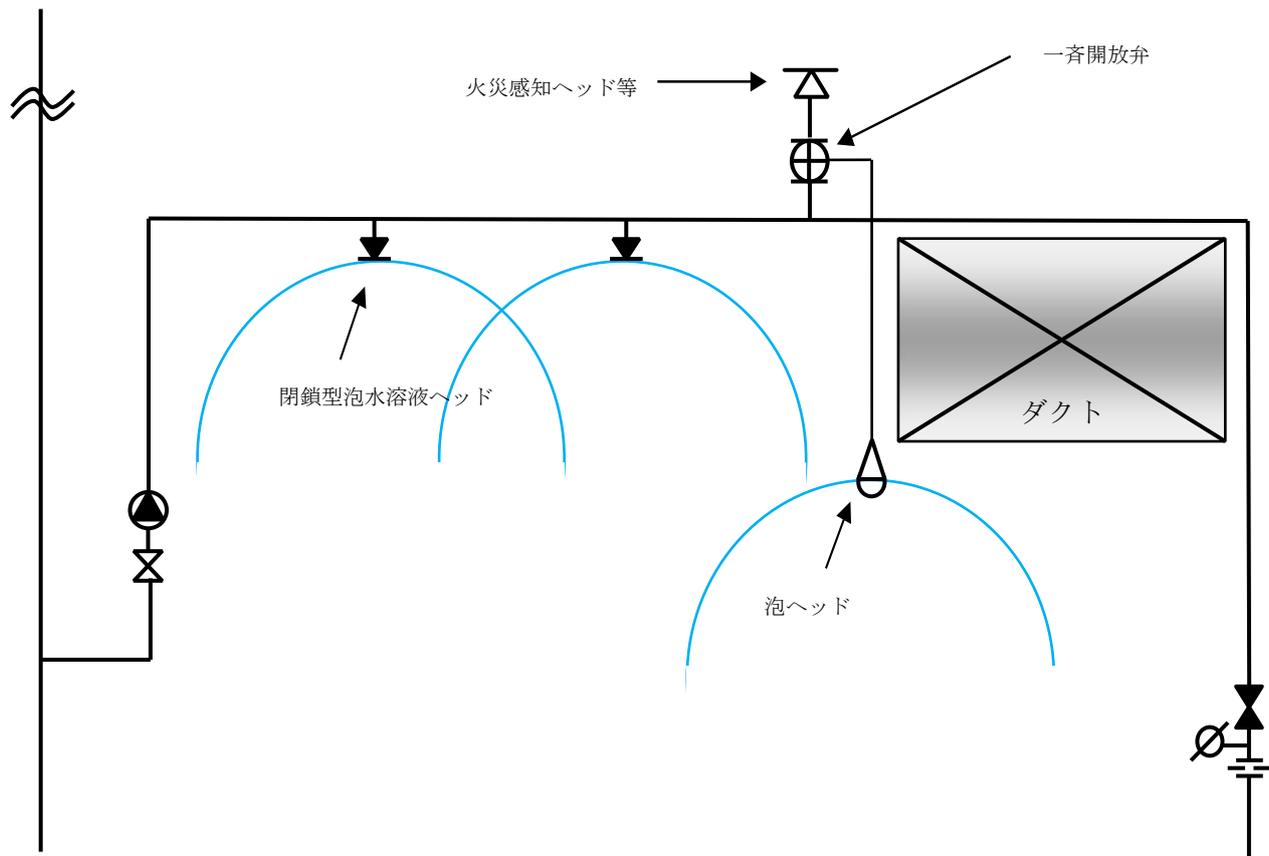
配管は、一斉開放弁の2次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処置を施すこと。

(7) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前(5)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

6 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備(第26-7図)をいうものであり、特定駐車場省令第8条の規定によるほか、次によること。



第 26-7 図 (構成例)

(1) 閉鎖型泡水溶液ヘッドについては、前 2. (1) によること。

(2) 泡ヘッド (フォームヘッド)

一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備に用いる泡ヘッドの設置等については、前 4. (3). ア及びイ. (ウ) によるほか、次によること。

ア 泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること。

イ 一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は、4 以下とすること。

ウ 泡ヘッド及び火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設置すること。

(3) 一斉開放弁については、第 6 泡消火設備 II. 2. (11) によること。

(4) 水源の水量は、前 3. (4) を準用すること。

(5) 配管

配管は、一斉開放弁の 2 次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処置を施すこと。

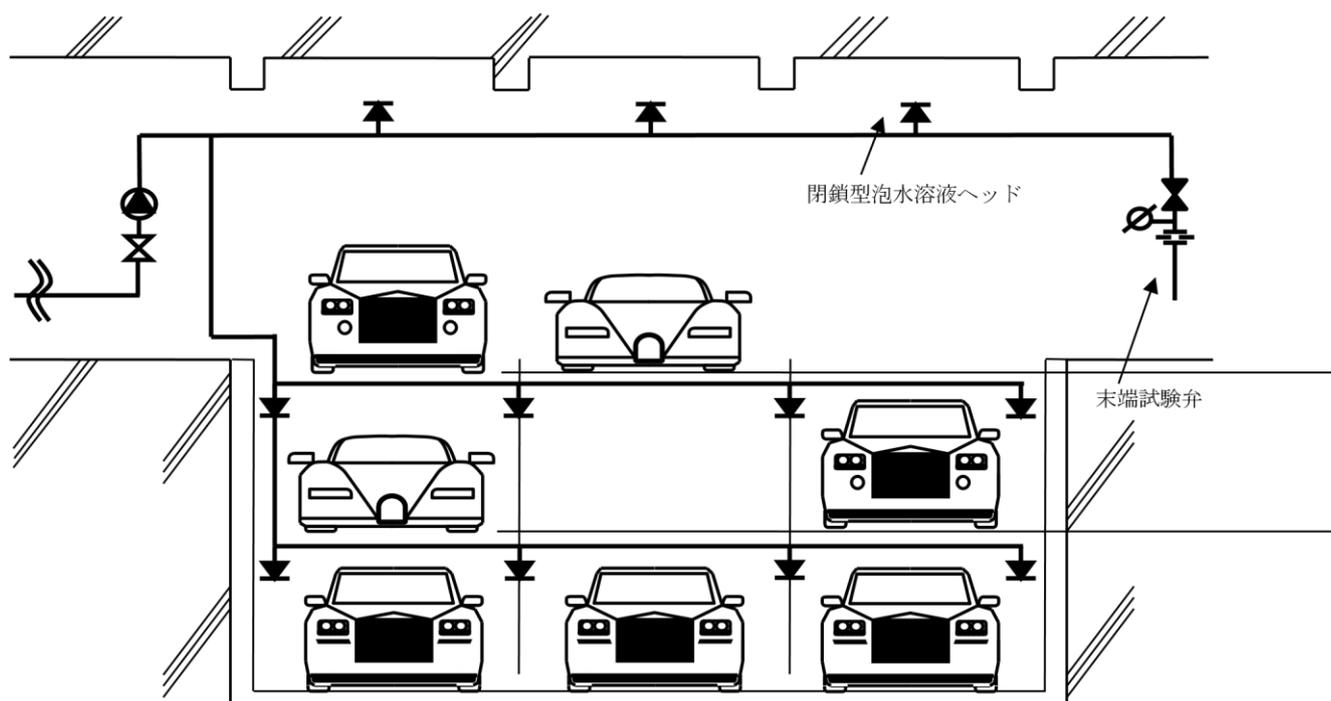
(6) 泡消火薬剤

泡消火薬剤の貯蔵量は、前 3. (4) に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡

を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

## 7 機械式泡消火設備

機械式泡消火設備とは、機械式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備（第26-8図）をいうものであり、特定駐車場省令第9条の規定によるほか、次によること。



第26-8図（構成例）

### (1) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドについては、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前2.(1)によること。ただし、当該機械装置の部分に設ける場合にあつては、特定駐車場省令第4条第1号（イ及びロ以外の部分に限る。）に定めるところにより設置することを要しない。

### (2) 感知継手

感知継手については、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前3.(2)によること。

### (3) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドについては、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前3.(3)又は5.(3)によること。

(4) 泡ヘッド(フォームヘッド)

泡ヘッドについては、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前4.(3)又は6.(2)によること。

(5) 火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等については、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前5.(2)によること。

(6) 一斉開放弁については、第6 泡消火設備Ⅱ. 2.(11)によること。

(7) 水源の水量は、特定駐車場省令第4条第2号、第5条第4号又は第7条第4号によるほか、前2.(2)又は3.(4)若しくは5.(5)によること。

(8) 配管

配管は、一斉開放弁を用いる場合、当該一斉開放弁の2次側のうち金属製のものには、亜鉛メッキ等による防食処置を施すこと。

- ◆①「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」（平成 26 年 12 月 15 日消防予第 501 号）